

(証券コード 7603)

2026年5月1日

(電子提供措置の開始日2026年4月30日)

株 主 各 位

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

ジーエット株式会社

代表取締役社長 石 野 孝 司

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第36回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://gyet.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

([上記ウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show)</p></div><div data-bbox=)

なお、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページから3ページのご案内に従って、2026年5月20日(水曜日)午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年5月21日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号三菱ビル10階 コンファレンススクエア エムプラス「グラウンド」 |
| 3. 目的事項 報告事項 | 第36期(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日) 事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

◎株主様へ交付する書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従いまして、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

②株主資本等変動計算書

③個別注記表

◎各ウェブサイトに掲載している電子提供措置事項は株主総会資料の全文であるため、ページ番号が本招集通知と一致しておりませんのであらかじめご了承ください。

議決権行使方法のご案内

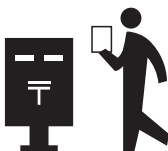
株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2026年5月21日(木曜日)午前10時開催**
(受付開始は、午前9時30分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第36回定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面(郵送)にて行使される場合

行使期限 **2026年5月20日(水曜日)午後6時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合



行使期限 **2026年5月20日(水曜日)午後6時まで**

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし(<https://evote.tr.mufg.jp/>)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要です。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

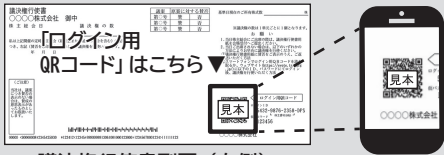
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2026年5月20日(水曜日)午後6時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票(右側)
※QRコードは株式会社○○○の登録商標です。

- スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要です。
- 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

「ログインID」及び 「仮パスワード」を入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

2. お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ログインID: 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)
パスワード または仮パスワード (半角) ログイン
パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録のパスワードをご入力ください。「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

事業報告

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2025年3月1日～2026年2月28日）における我が国の経済は、米
国新政権の通商政策に伴う先行き不透明感から製造業を中心に慎重な動きが見ら
れたものの、雇用環境の改善や継続的な賃上げを背景に、家計の消費支出には一
定の底堅さが見られ、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方で、エネルギー価格の上昇や円安に伴う物価高騰が深刻化し、生活コスト
の増大が消費心理に影響を及ぼしています。

当社が属するカジュアルウェア業界におきましても、原材料費や物流費等のコ
スト上昇分の価格転嫁が広がり、消費者が商品の価値と価格をよりシビアに比較
検討する傾向が一段と強まっております。

このような事業環境のもと、当社は外部環境の変化に対応した持続的な成長を
果たすべく、経営基盤の抜本的な強化を推進いたしました。2025年9月18日付で
の「ジーエット株式会社」への商号変更を契機として、既存のアパレル・ライ
フスタイル事業に加え、金融・投資事業へと領域を拡大しております。収益源の
多角化と財務基盤の強化を掲げ、異なる二つの事業領域を融合させた独自の「複
合型収益モデル」の確立に向けた取り組みを加速させました。

アパレル・ライフスタイル事業におきましては、近年の著しい気温変化や気候
変動、および多様化するお客様ニーズに的確に対応した商品提供と、既存店の活
性化・在庫効率の向上に注力いたしました。商品面では、記録的な猛暑に対し、
冷感機能を持つ「SA・RA・RI」シリーズや、高い耐久性と着心地を両立し
た「タフラクT」といったコアアイテムを戦略的に投入いたしました。秋冬シー
ズンにおきましても、急激な気温低下や不安定な天候を想定し、光発熱や吸湿発
熱などの高機能素材を用いた「MAC HEAT（マックヒート）」シリーズのラ
インナップを拡充することで、気象変動に伴う需要を確実に取り込み、売上高の
伸長に努めました。

また、レディースカテゴリーの拡充を成長戦略の柱に据え、新ブランド「Idnès (イドネス)」及び「milli de l'air (ミリデラル)」を始動させたほか、EC運営に強みを持つ「Classical Elf (クラシカルエルフ)」との協業を推進し、新たな顧客層の獲得を図っております。あわせて、在庫の滞留を未然に防ぎ、機動的な商品消化を促進するために、商品評価基準を改定し、棚卸資産の状況を適切に反映させることで在庫の健全化を推進いたしました。

次なる収益の柱として開始した金融・投資事業におきましては、中長期的な企業価値向上を目的に、ビットコインの取得・保有を進めております。当期におきましては、保有暗号資産の評価損を計上いたしました。来期以降も、戦略的保有・運用の継続により、インフレや為替変動リスクに強い財務基盤を背景とした企業価値向上に努めてまいります。

また、組織のデジタル変革(DX)を加速させる取り組みとして、合併によるAIオペレーションズ株式会社の設立を通じ、生成AIを活用した研修事業や全社員を対象とした「AIリスクリテラシー研修」の導入を進めております。これにより、最新技術を実務に活用できる次世代型組織への転換を図り、グループ全体の生産性向上に注力してまいります。

さらに、将来の事業ポートフォリオ拡大とグループシナジーの創出を目的としたM&A戦略の一環として、株式会社ユナイテッドアローズとの間で、その連結子会社である株式会社コーエンの全株式を取得することに合意し、2026年1月29日に株式譲渡契約を締結し、当該株式の取得手続き(子会社化)は、2026年3月2日に完了しております。これにより、アパレル市場におけるシェア拡大と運営効率の最適化を図るとともに、次期以降のさらなる収益力の向上と、新生ジーエットグループとしての成長加速を目指してまいります。

これらの結果、既存店売上高は、前年同期比8.1%増、既存店客数は、前年同期比17.3%増、既存店客単価は、前年同期比7.8%減となりました。

当事業年度末の店舗数は、1店舗の出店、71店舗の閉鎖により、180店舗(前年同期比70店舗減)となりました。

利益面におきましては、売上高の減少に伴い、売上総利益は前年同期比70.0%となり、経費面におきましては、営業地代家賃や広告宣伝費、人件費の減少により、販売費及び一般管理費は前年同期比90.6%となりました。

当社は、2026年2月28日時点の保有暗号資産の時価に基づき、838百万円の暗号資産評価損(売上高および売上総利益の減少)を計上いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は11,590百万円（前年同期比11.6%減）となりました。また、営業損失は2,383百万円（前年同期は営業損失1,213百万円）、経常損失は2,644百万円（前年同期は経常損失1,161百万円）、当期純損失は3,076百万円（前年同期は当期純損失1,472百万円）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度において、第9回および第11回新株予約権の行使により、3,639百万円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

北海道帯広市マックハウスフレスポスズランプラザ帯広店を新設し、その他、店舗の改装等を行い総額36百万円の設備投資を行いました。また、神奈川県横浜市西区の土地(借地権)を売却いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 33 期 2023年 2 月期 | 第 34 期 2024年 2 月期 | 第 35 期 2025年 2 月期 | 第 36 期 (当事業年度) 2026年 2 月期 |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 | 18,443百万円 | 15,409百万円 | 13,119百万円 | 11,590百万円 |
| 経 常 損 失 (△) | △617百万円 | △854百万円 | △1,161百万円 | △2,644百万円 |
| 当 期 純 損 失 (△) | △1,056百万円 | △1,151百万円 | △1,472百万円 | △3,076百万円 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) | △68.36円 | △74.46円 | △95.25円 | △138.51円 |
| 純 資 産 額 | 3,858百万円 | 2,707百万円 | 1,234百万円 | 1,797百万円 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 | 249.54円 | 175.09円 | 79.84円 | 70.19円 |
| 総 資 産 額 | 10,755百万円 | 8,375百万円 | 7,303百万円 | 7,093百万円 |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 第33期は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、消費動向は上向き傾向となり売上高は前年を上回りましたが、客数減となりました。売上総利益では、急激な為替変動や原材料費などの高騰による原価率の上昇が影響し、前年同期比で1.7ポイント増に留まりました。経費面では、販促活動の拡大などにより販売費は増加したものの、店舗数の減少、一般管理費の抑制により、前年同期比で2.1ポイント減しました。また、店舗及び共用資産に関して減損損失を計上し、当期純損失となりました。店舗数は、前年同期比5店舗減となりました。
- 第34期は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、日本経済は回復基調にあったもののエネルギー価格や円安などのリスクが続きました。カジュアルウェア業界では消費拡大が期待されつつも消費者の節約志向の強まりが懸念され厳しい経営環境が続きました。当社は商品効率改善や機能性商品の販売強化を進める一方で、コスト圧縮や社内デジタルツールを活用した情報配信による販売力の向上を進めました。結果として、経費抑制により一定の改善が見られたものの、営業損失や経常損失は前年を上回りました。
- 第35期は、雇用や所得環境に改善が見られた一方、物価高騰に伴う消費の冷え込みが続き、先行き不透明な状況となりました。このような環境下、当社は多様化する消費者ニーズや気候変動に即応するため、機能性素材を用いた商品の拡充や主力アイテムの開発・販促強化に注力いたしました。一方で、収益体質の改善を最優先課題とし、不採算店舗の閉鎖や在庫・仕入コントロールの徹底、割引施策の見直しを行うことで、経費削減とキャッシュアウトの抑制に努めてまいりました。
- 第36期(当事業年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載したとおりであります。

(5) 商品別売上高の状況

| 商 品 別 | 前事業年度 | 当事業年度 | 前年同期比 |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|--------|
| | (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) | (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日) | |
| メンズトップス | 4,372百万円 | 4,082百万円 | 93.4% |
| メンズボトムス | 2,672百万円 | 2,476百万円 | 92.7% |
| レディーストップス | 2,250百万円 | 2,277百万円 | 101.2% |
| レディースボトムス | 1,381百万円 | 1,181百万円 | 85.5% |
| キ ッ ズ | 1,202百万円 | 1,120百万円 | 93.2% |
| そ の 他 | 1,239百万円 | 1,291百万円 | 104.2% |
| 合 計 | 13,119百万円 | 12,429百万円 | 94.7% |

(注) 「その他」はインナー・レッグ、雑貨等であります。

(6) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当事業年度末(2026年2月28日)現在において当社が判断したものであります。

当社は、2025年9月の商号変更を契機に、経営基盤の抜本的強化とともにアパレルから金融・投資事業へと事業領域を多角的かつ戦略的に拡大し、異なる二つの領域を融合させた独自の「複合型収益モデル」を確立することで、収益力の最大化と強固な財務基盤に基づく持続的な企業価値向上を加速させてまいります。

①商品

お客様の多様なライフスタイルや価値観及び近年の気候変動に対応していくため、当社の強みとなるプライベートブランドは、お客様の声を積極的に反映させた暮らしに役立つ快適機能や仕様にこだわった商品開発を行います。また、重点販売商品を当社のコアアイテムと位置づけ、プロモーション及び店舗での展開方法までの連携を強化し、売上拡大を目指してまいります。持ち越し在庫の削減と在庫効率改善に向けた仕入コントロールも継続し、売上拡大と利益確保を図ってまいります。

②店舗運営

お客様がセルフでも買いやすい売場づくりや、分かりやすい商品プロモーションを重視し、着こなし提案や売場レイアウトの工夫により、快適な買い物体験を提供してまいります。さらに、本部と店舗の連携を一層強化し、現場で得たお客様の声をスピーディーに商品展開へ反映させることで、市場ニーズに合致した魅力あるラインナップを拡充し、顧客満足度の向上を目指してまいります。

- ③店舗開発
商品価値と魅力を高める店舗開発に取り組みます。店舗環境整備により常に快適な環境でお買い物をしていただける空間作りを目指してまいります。また、不採算店舗の閉鎖及び転貸などを継続的に行うことで収益性の改善を図ってまいります。
- ④人材育成と、お客様志向の風通しの良い組織の確立
企業の成長に不可欠となる人材育成において、実効性の高い教育体制の構築や業務の標準化を推進することで、組織全体の専門性を高めるとともに、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる働きやすい環境を整備してまいります。
- ⑤女性活躍の推進
「女性活躍推進委員」は、全社横断での対話を通じて現場の多様な声を直接吸い上げ経営に反映するべく活動に尽力しています。柔軟な働き方や育児・介護支援に関する当社の福利厚生制度の定着、そして女性リーダー育成を加速することで、全社員が働きやすい環境づくりと持続的な企業成長を実現してまいります。
- ⑥金融・投資事業（暗号資産関連事業）
新たな成長戦略として、ビットコインなど暗号資産の保有、および運用をはじめとする金融・投資事業を推進し、インフレや為替リスクに強い堅固な財務基盤の構築と収益拡大を図ります。
- ⑦継続企業の前提に関する重要事象
当社は、当事業年度まで8期連続して営業損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。
2026年2月28日時点においては、第三者割当による新株予約権の行使により、3,639百万円の資金調達が実現し、当面の事業運営に必要な資金は十分に確保されておりますが、今後資金繰りに懸念が生じる場合は、多様な手法による資金調達を検討することとし、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。
なお、収益体質の改善や滞留在庫の現金化と過剰在庫の抑制等により、引続き収益性を高め、財務体質の改善を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

当社は、アパレル・ライフスタイル事業及び金融・投資事業を主な事業としております。アパレル・ライフスタイル事業においては、衣料品等の販売を行い、全国的に店舗を展開しております。金融・投資事業においては、ビットコイン等の暗号資産の保有および運用を行っております。

(8) 主要な事業所及び店舗 (2026年2月28日現在)

- ① 本社 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 新高円寺ツインビル
 ② 店舗

| 地区 | 都道府県名 | 店舗数 | 地区 | 都道府県名 | 店舗数 |
|-----------|-------|-----|------|-------|-----|
| 北海道 東北 | 北海道 | 11 | 近畿 | 三重県 | 3 |
| | 青森県 | 2 | | 滋賀県 | — |
| | 岩手県 | 5 | | 京都府 | 5 |
| | 宮城県 | 4 | | 大阪府 | 5 |
| | 秋田県 | 2 | | 兵庫県 | 11 |
| | 山形県 | 7 | | 奈良県 | 3 |
| | 福島県 | 3 | | 和歌山県 | 1 |
| 関東 | 茨城県 | 4 | 中国 | 鳥取県 | — |
| | 栃木県 | 2 | | 島根県 | 3 |
| | 群馬県 | 3 | | 岡山県 | 3 |
| | 埼玉県 | 9 | | 広島県 | 4 |
| | 千葉県 | 3 | | 山口県 | 3 |
| | 東京都 | 4 | 四国 | 徳島県 | 1 |
| | 神奈川県 | 3 | | 香川県 | 1 |
| 中部 | 新潟県 | 4 | 九州 | 愛媛県 | 2 |
| | 富山県 | 1 | | 高知県 | 3 |
| | 石川県 | 1 | | 福岡県 | 4 |
| | 福井県 | — | 佐賀県 | 4 | |
| | 山梨県 | 3 | 長崎県 | 4 | |
| | 長野県 | 4 | 熊本県 | 6 | |
| | 岐阜県 | 5 | 大分県 | 6 | |
| | 静岡県 | 3 | 宮崎県 | 2 | |
| | 愛知県 | 14 | 鹿児島県 | 3 | |
| | | | | 沖縄県 | 6 |
| | | | | 合計 | 180 |

(9) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

| 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 |
|------|-----------|---------|
| 224名 | 36名 | 47歳 9ヶ月 |

(注) 当社から他社への出向者、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。なお、パートタイマー及びアルバイトの最近1年間の平均人数は441名(1人1日8時間換算)であります。

(10) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------|--------|
| 株 式 会 社 チ ヨ ダ | 900百万円 |

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社の名称
該当事項はありません。
- ②親会社に関する事項
前事業年度において当社の親会社であったG Future Fund 1号投資事業有限責任組合は、当事業年度末現在において当社の議決権の36.5%を保有しておりますが、議決権の過半数を所有しておらず、かつ実質的な支配関係も認められないため、当社の親会社には該当いたしません。なお決算期後に行われたG Future Fund 1号投資事業有限責任組合へ新株式を発行した結果、議決権の所有割合は77.9%となり、2026年3月31日付でG Future Fund 1号投資事業有限責任組合は当社の親会社に該当することとなりました。
- ③子会社の状況
重要な子会社に該当ありません。

2. 当社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 90,000,000株
 当社は、2025年9月17日開催の臨時株主総会の決議により、発行可能株式総数を90,000,000株に変更いたしました。なお定款変更の効力発生日につきましては、2025年9月18日からとしております。

(2) 発行済株式の総数 25,747,638株

(3) 株主数 25,469名

(4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|------------|---------|
| G Future Fund 1号投資事業有限責任組合 (無限責任組合員トラスタップ株式会社) | 9,389,880株 | 36.7% |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 901,818株 | 3.5% |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口 | 723,900株 | 2.8% |
| 長 澤 祥 平 | 400,400株 | 1.6% |
| マ ッ ク ハ ウ ス 共 栄 会 | 347,940株 | 1.4% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 252,320株 | 1.0% |
| 美 濃 屋 株 式 会 社 | 200,902株 | 0.8% |
| J. P. Morgan Securities plc Director Andrew J. Cox | 167,300株 | 0.7% |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社 | 152,200株 | 0.6% |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 133,000株 | 0.5% |

(注) 1. 当社は自己株式を136,355株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年3月30日開催の臨時株主総会の決議により、発行可能株式総数を102,990,500株に変更いたしました。なお、2026年5月21日開催予定の第36回定時株主総会において、発行可能株式総数を290,590,500株に変更する定款一部変更を付議しております。

3. 当社の新株予約権等の状況

当事業年度において会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

| 第9回新株予約権 | |
|---|--|
| 決議年月日 | 2025年1月10日 |
| 新株予約権の数(個)※ | 70,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※ | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※ | 普通株式 7,000,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※(注)2、(注)8 | 当初行使価額 210.9 |
| 新株予約権の行使期間※ | 自 2025年3月4日 至 2028年3月3日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | (注)12 |
| 新株予約権の行使の条件※ | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※ | 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届け出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※ | — |

※本新株予約権は2025年3月4日～2025年6月18日で行使を終了しています。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1)本新株予約権の目的である株式の総数は7,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、(注)7新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2)行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がされ、以後1取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）の翌取引日（以下「第9回修正日」という。）に当該第9回修正日の前取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額（以下「第9回修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、第9回修正後行使価額が下限行使価額である111円を下回る場合には、第9回修正後行使価額は下限行使価額とする。

(3)行使価額の修正頻度

行使価額は、1取引日に一度の頻度で修正される。

(4)行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初111円とする。

但し、(注)9「行使価格の調整」の規定を準用して調整される。

(5)割当株式数の上限

7,000,000株（2025年2月28日時点の発行済株式総数に対する割合は44.88%）

(6)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

782,600,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

(7)本新株予約権の取得事由

本新株予約権には、行使期間の末日に本新株予約権が残存している場合に、当社が本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する取決めの内容
当社はEVO FUNDとの間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結した。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、Gファンドは、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を実施（契約期間：2025年1月10日～2028年3月10日、貸借株数（上限）：700,000株、貸借料：年率0%、担保：無し）。
6. 本新株予約権の発行価額の総額
金5,600,000円（本新株予約権1個当たり80円）
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は7,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。
但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、210.9円とする。
9. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整後行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式} + \frac{\text{交付普通株式} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合及び第10回新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7)(注)2及び本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

11. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

| 第10回新株予約権 | |
|---|--|
| 決議年月日 | 2025年1月10日 |
| 新株予約権の数(個)※ | 30,000 [0] |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※ | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※ | 普通株式 3,000,000 [0] |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※(注)2、(注)7 | 当初行使価額 199.8 |
| 新株予約権の行使期間※ | 自 2025年3月4日 至 2028年3月3日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | (注)11 |
| 新株予約権の行使の条件※ | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※ | 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届け出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※ | — |

※ 当事業年度末日現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については決議年月日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、(注)6新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2)行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、2025年9月4日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合は、行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の翌取引日（以下「第10回修正日」という。）に、決議日の直前取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額（以下「第10回修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、第10回修正後行使価額が下限行使価額である111円を下回る場合には、第10回修正後行使価額は下限行使価額とする。また、当社は、本項により行使価額が修正された場合当該行使価額の修正に係る第10回修正日から始まる6か月の期間内に第10回修正日が到来する新たな行使価額の修正に係る取締役会決議を行うことができないものとする。

(3)行使価額の修正頻度

本欄第2項の記載に従い修正される。

(4)行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初111円とする。

但し、(注)8「行使価格の調整」の規定を準用して調整される。

(5)割当株式数の上限

3,000,000株（2025年2月28日時点の発行済株式総数に対する割合は19.23%）

(6)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

334,320,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

(7)本新株予約権の取得事由

本新株予約権には、行使期間の末日に本新株予約権が残存している場合に、当社が本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する取決めの内容
当社はGファンドとの間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、第10回新株予約権買取契約を締結した。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。

5. 本新株予約権の発行価額の総額

金1,320,000円（本新株予約権 1 個当たり44円）

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株（本新株予約権 1 個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、199.8円とする。

8. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} 1 \text{株当たりの払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\text{時価}}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合及び第9回新株予約権を発行する場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ①0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2に基づく行使価額の修正日と一致する場合には当社は、必要な調整を行う。

(7)(注)2及び本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

9. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

10. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

| 第11回新株予約権 | |
|---|--|
| 決議年月日 | 2025年8月6日 |
| 新株予約権の数(個)※ | 54,000 [0] |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※ | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※ | 普通株式 5,400,000 [0] |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※(注)2、(注)8 | 当初行使価額 438 |
| 新株予約権の行使期間※ | 自 2025年8月25日 至 2026年8月25日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | (注)12 |
| 新株予約権の行使の条件※ | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※ | 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届け出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※ | — |

※当事業年度末日現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については決議年月日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は5,400,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、(注)7新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2)行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に第2回目の修正がされます。さらに、行使価額は、以後3取引日が経過する毎に修正されます。この場合、初回の修正では、行使価額は、発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。第2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、通常、基準となる株価から8～10%程度のディスカウントがなされた上で株式の交付が行われます。これに対し、本新株予約権は、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に100%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に相当する金額で株式の交付がなされるため、基準となる株価からのディスカウントがなく、既存株主の皆様にとっても大きなメリットであると考えております。

本新株予約権の下限行使価額は当初202円（発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた額）ですが、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(3)行使価額の修正頻度

本欄第2項の記載に従い修正される。

(4)行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初202円とする。

但し、(注)9「行使価格の調整」の規定を準用して調整される。

(5)割当株式数の上限

5,400,000株(2025年2月28日時点の発行済株式総数に対する割合は34.62%)

(6)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

1,092,150,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7)本新株予約権の取得事由

本新株予約権には、行使期間の末日に本新株予約権が残存している場合に、当社が本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社はEVO FUNDとの間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結した。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取り決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、Gファンドは、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を実施。(契約期間：2025年8月7日～2026年9月1日、貸借株数(上限)：2,240,000株、貸借料：年率0%、担保：無し)。
6. 本新株予約権の発行価額の総額
金1,350,000円(本新株予約権1個当たり25円)
7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2)本新株予約権の目的である株式の総数は5,400,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、438円とする。

9. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除

く。)、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合及び第10回新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①0.1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が注2に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7)(注)2及び本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

11. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- ・新株予約権の取得及び消却について
 - (1)取得及び消却する新株予約権の内容
- 第10回新株予約権

| 項目 | 内容 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称 | 株式会社マックハウス 第10回新株予約権 (行使価額修正条項付) |
| 発行日 | 2025年3月3日 |
| 発行総数 | 30,000個 |
| 行使済新株予約権数 | 0個 |
| 未行使新株予約権数 | 30,000個 |
| 買入日 | 2025年12月26日 |
| 買入個数 | 30,000個 |
| 買入総額 | 1,320,000円 |
| 消却日 | 2025年12月29日 |
| 消却後に残存する新株予約権の数 | 0個 |

第11回新株予約権

| 項目 | 内容 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の名称 | 株式会社マックハウス 第11回新株予約権 (行使価額修正条項付) |
| 発行日 | 2025年8月22日 |
| 発行総数 | 54,000個 |
| 行使済新株予約権数 | 31,500個 |
| 未行使新株予約権数 | 22,500個 |
| 買入日 | 2025年12月26日 |
| 買入個数 | 22,500個 |
| 買入価格 | 1個につき25円 |
| 買入総額 | 562,500円 |
| 消却日 | 2025年12月29日 |
| 消却後に残存する新株予約権の数 | 0個 |

(2)買入れ及び消却理由

本新株予約権については、現在の株価水準と行使価額との乖離が継続している状況を踏まえると、今後行使が行われる可能性は限定的であり、資金調達手段としての実効性が失われていると判断いたしました。また、調達手段として機能しない新株予約権を残存させることは、当社の資本政策の明確性や株価形成の透明性の観点から適切ではないと考え、割当先との合意のもと、買入れにより取得し、消却することといたしました。これにより本新株予約権に係る潜在株式は消滅いたします。

(3)今後の見通し

本件取得及び消却が当期業績に与える影響は軽微であります。

・調達資金の使途変更

(1)変更の理由

当社は、過去に実施した第三者割当による第9回・第10回・第11回新株予約権の発行により調達した資金の使途につきまして、今後の事業展開及び資金需要の見直しを踏まえ、調達資金の配分をより適切な内容に再構成することといたしました。具体的には、既存事業の再構築、暗号資産（ビットコイン）を活用した財務戦略、ならびにM&Aを含む事業領域拡大を推進する中で、以下の資金需要があらためて確認されたことから、既に調達した資金の使途を重点領域に合わせて再配分することが必要であると判断いたしました。

①暗号資産（BTC）取得に係る資金需要の拡大

②M&A手続に必要となる資金、及び買収後の事業運営に必要となる資金（運転資金を含む）

(2)変更の箇所

変更箇所には下線を付しております。

第9回・第10回新株予約権に係る資金使途
(変更前)

| 具体的な使途 | 想定調達額 | 支出予定時期 |
|-------------------------------|-------------|-------------------|
| ① 新規事業の開発 (M&A・新規企業への投資) | 300 (百万円) | 2025年3月～2028年2月 |
| ② 設備投資 (顧客管理システム・ECサイト刷新等) | 60 (百万円) | 2025年3月～2028年2月 |
| ③ 借入金の返済 | 900 (百万円) | 2025年3月～2027年8月 |
| ④ ビットコイン、暗号資産購入資金 | 800 (百万円) | 決定後速やかに、または段階的に実施 |
| 合計 | 2,060 (百万円) | |

(変更後)

| 具体的な使途 | 調達実績 | 支出時期 |
|-------------------|-------------|---------|
| ① ビットコイン・暗号資産購入資金 | 1,700 (百万円) | 実行完了 |
| (内訳) 当初予定分 | 800 (百万円) | 実行完了 |
| (内訳) 超過調達分 | 900 (百万円) | 実行完了 |
| ② 借入金の返済 | 690 (百万円) | 2027年8月 |
| 合計 | 2,390 (百万円) | |

- (1) 第9回新株予約権は2025年6月19日に資金調達が完了しました。平均行使価格は当初予定の210.9円から341.6円に上昇し、当初予定の1,476百万円を上回る2,390百万円の資金調達を実現いたしました。
- (2) 第9回新株予約権による調達実績は2,390百万円であり、当初予定の1,476百万円を914百万円上回りました。この超過調達分914百万円のうち900百万円をビットコイン・暗号資産購入に充当いたしました。一方、第10回新株予約権については、2025年12月11日時点において、資金調達が実現していないため(想定調達額約600百万円)、当該資金を確保することができず、これに伴い第10回で予定していた借入金返済資金900百万円については、第9回の調達資金から690百万円のみを充当し、残額については第11回新株予約権による調達資金を充当いたします。なお、第10回で当初予定していた新規事業開発資金300百万円及び設備投資60百万円については、現下の優先事業との整合性を踏まえ、当面は調達資金をビットコイン・暗号資産購入に優先的に配分することといたしました。なお、これらの資金については、今後の事業展開に応じて、別途資金調達を検討いたします。

第11回新株予約権に係る資金使途
(変更前)

| 具体的な使途 | 想定調達額 | 支出予定時期 |
|-------------------|-------------|------------------|
| ① ビットコイン・暗号資産購入資金 | 1,300 (百万円) | 2025年9月～2026年8月 |
| ② マイニング事業への投資資金 | 1,050 (百万円) | 2025年11月～2026年8月 |
| 合計 | 2,350 (百万円) | |

(変更後)

| 具体的な使途 | 調達実績 | 支出予定時期 |
|-----------------------------|-------------|------------------|
| ① ビットコイン・暗号資産購入資金 | 400 (百万円) | 2025年12月～2026年8月 |
| (内訳) 購入済分 | 100 (百万円) | 2025年11月完了 |
| (内訳) 購入予定 | 300 (百万円) | 2025年12月～2026年8月 |
| ② マイニング事業への投資資金 | 330 (百万円) | 2025年12月～2026年8月 |
| ③ 新規事業の開発 (M&A・新規企業への投資) | 300 (百万円) | 2025年12月～2026年8月 |
| ④ 借入金の返済 | 210 (百万円) | 2027年8月 |
| 合計 | 1,240 (百万円) | |

(1) 第11回新株予約権の調達実績は1,240百万円です。発行総数54,000個のうち、31,500個が行使され資金化されており、今回は未行使の22,500個を買入れ及び消却いたしました。

(2) 第11回新株予約権による調達資金の使途につきましては、調達資金の再配分を行うと同時に、第10回新株予約権の使途予定であった新規事業の開発資金300百万円を、第11回分に組み入れました。さらに、借入金返済につきましても、第9回で充当し得なかった残額210百万円を第11回から充当することといたしました。

・業績への影響

本新株予約権の買入れ及び消却ならびに資金使途の変更が当期業績に与える影響は軽微であります。

ただし、ビットコイン・暗号資産への投資につきましては、暗号資産の価格は非常に変動が大きく、投資元本を毀損するリスク、流動性リスク、サイバーセキュリティリスク、法規制の変更リスクなどが存在します。当社は、これらのリスクを十分に認識し、市場動向を慎重に見極めながら、専門知識を有する外部アドバイザーの協力を得ながら、厳格なリスク管理体制の下で投資を進めてまいります。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2026年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当又は重要な兼職の状況 |
|------------------|------|---|
| 取締役会長 (代表取締役) | 児玉和宏 | ジーエフホールディングス㈱代表取締役会長兼社長 AIオペレーションズ㈱代表取締役 |
| 取締役社長 (代表取締役) | 石野孝司 | — |
| 取締役 | 小林大介 | 管理統括本部長 |
| 取締役 | 内野伸彦 | 営業統括本部長 B・F・C㈱代表取締役社長 gf. C㈱代表取締役 |
| 取締役 | 立花隆央 | gf. B㈱代表取締役社長 ㈱シティーヒル取締役 |
| 取締役 | 松本久美 | A&A法律事務所代表弁護士 |
| 取締役 | 辻原咲紀 | ILY. ㈱代表取締役 |
| 常勤監査役 | 佐滝実 | — |
| 監査役 | 井尾仁志 | 公認会計士・税理士 井尾経営有限会社税理士 監査法人まほろば代表社員 ㈱GincO監査役 |
| 監査役 | 池上貴子 | AppBank ㈱社外取締役 社会保険労務士法人一人親方労災保険組合社員 AIオペレーションズ㈱監査役 |

- (注) 1. 取締役松本久美、辻原咲紀の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役井尾仁志、池上貴子の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は㈱東京証券取引所に対して、取締役松本久美氏、辻原咲紀氏及び監査役井尾仁志氏、池上貴子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 4. 監査役井尾仁志氏が兼職している他の法人等と当社の間に特別の利害関係はありません。
 5. 監査役佐滝実氏は当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役井尾仁志氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員報酬等

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本的な方針を決議しております。取締役会は、取締役の個人別報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定に関する方針と整合していることや、社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会にて決定されていることから、当該決定に関する方針に沿うものであると判断しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本的な方針は定めておりませんが、ガバナンスの強化を実現させるため、直前事業年度の業績の推移に加え、世間水準及び従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に見合う報酬を決定しております。

(a) 役員報酬等の種類

業務執行取締役の報酬は、固定報酬（月例報酬及び年2回従業員に対する賞与と同時期に支払われる金銭報酬）、業績連動報酬及びストック・オプションにより構成し、監督機能を担い業務執行を行わない取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととしております。また監査役に対しても、経営の監督機能を担う役割を踏まえ、業績との連動は行わず、固定報酬のみを支給しております。

(b) 役員報酬等に関する株主総会の決議

2006年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議しております。また、取締役の報酬額については、別枠で、2012年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

(c) 業績連動報酬等並びにストック・オプションの内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針と当事業年度における実績

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の業績指標（KPI）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、決算確定後に支給します。目標となる業績指標とその値は、各事業年度予算策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。当事業年度においては、営業利益をKPIとしましたが、実績が基準に満たなかったため、業績連動報酬は発生しておりません。

ストック・オプションは、株主利益と連動した報酬として、その数の算定方法の決定にあたっては、役員退職慰労金代替として導入されたという経緯もふまえ月例の固定報酬を参考とすることとし、1年に1回、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会決議により付与することとしております。当事業年度においては厳しい経営環境に鑑み、ストック・オプションの付与を行っておりません。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行うこととしております。

(e)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役社長（石野孝司）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額の決定、各取締役の担当事業の業績を踏まえた年2回従業員に対する賞与と同時期に支払われる金銭報酬の配分及び業績連動報酬の額の決定とします。決定の権限を委任した理由は、業績や個々の取締役の職務執行状況などを俯瞰的に把握しつつ評価を行うには、取締役社長が適任であると判断したためであります。取締役の報酬等の算定にあたっては、まず取締役社長が作成した素案について、社外役員が過半数を占め、社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において、素案の報酬総額の妥当性及び個別の業務執行状況などを勘案して配分の妥当性を審議し、その結果を取締役会から授権された取締役社長に対し答申します。その答申をふまえ、最終的に取締役会から授権された取締役社長が決定しております。また、指名・報酬諮問委員会に諮問した理由は、報酬等の決定に係る手続きの透明性及び客観性を確保しつつ、取締役の職務について評価を行うには、指名・報酬諮問委員会が適していると判断したためであります。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会は2回、指名・報酬諮問委員会は4回開催され、構成メンバーは全員出席しております。

また、監査役の報酬等の額については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の内容等を勘案し、監査役の協議により監査役会において決定しております。

(3) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

2025年5月21日開催の第35回定時株主総会において、取締役に見玉和宏氏、内野伸彦氏、立花隆央氏、松本久美氏及び辻原咲紀氏が、監査役に池上貴子氏が選任され就任いたしました。

②退任

2025年5月21日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により山田敏章氏、山本裕之氏が取締役を小林茂氏が監査役を退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

取締役の地位及び担当に関する異動はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

概要につきましては下記のとおりであります。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った本人自身の損害等は補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-----------|-----------------|-----------------|---------|------|-----------------------|
| | | 月次報酬 | 業績連動報酬等 | 固定付与 | |
| 取締役 | 45 | 45 | | | 9 |
| (うち社外取締役) | (6) | (6) | — | — | (4) |
| 監査役 | 14 | 14 | | | 4 |
| (うち社外監査役) | (6) | (6) | — | — | (3) |

- (注) 1. 2006年5月24日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額180百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、取締役の報酬額については、別枠で、2012年5月23日開催の第22回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額20百万円以内と決議いただいております。
2. 上記人数には、2025年5月21日開催の第35回定時株主総会終結の時を持って退任した取締役2名及び監査役1名に支給した報酬が含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況

| 区分 | 氏名 | 兼職先 | 兼職の内容 | 当社との関係 |
|-----|------|---------------------|-------|---------|
| 取締役 | 松本久美 | A&A法律事務所 | 代表弁護士 | 特にありません |
| 取締役 | 辻原咲紀 | ILY, 株式会社 | 代表取締役 | 特にありません |
| 監査役 | 井尾仁志 | 井尾経営有限公司 | 税理士 | 特にありません |
| | | 監査法人まほろば | 代表社員 | 特にありません |
| | | 株式会社G i n c o | 監査役 | 特にありません |
| | | App Bank株式会社 | 社外取締役 | 特にありません |
| 監査役 | 池上貴子 | 社会保険労務士法人一人親方労災保険組合 | 社員 | 特にありません |
| | | AIオペレーションズ株式会社 | 監査役 | 子会社 |

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

| | | 取締役会（20回開催） | | 監査役会（16回開催） | |
|-----|------|-------------|-------|-------------|------|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 | 松本久美 | 18回 | 100% | － | － |
| 取締役 | 辻原咲紀 | 17回 | 94.4% | － | － |
| 監査役 | 井尾仁志 | 20回 | 100% | 16回 | 100% |
| 監査役 | 池上貴子 | 18回 | 100% | 14回 | 100% |

(注) 松本久美氏、辻原咲紀氏、池上貴子氏の出席率については、2025年5月21日の第35回定時株主総会において選任された新任取締役及び新任監査役であるため、2025年5月21日付けの就任以降に開催された取締役会及び監査役会に対する出席率であります。

・社外役員の主な活動の状況

| 氏名 | 主な活動状況 |
|------|--|
| 松本久美 | 弁護士としての専門的知見と海外駐在経験を活かし、国際的な視点から有益な助言をいただきました。独立した立場から意思決定を監視し、経営の透明性向上及びコーポレートガバナンス体制の強化に尽力いただきました。 |
| 辻原咲紀 | ブランド戦略やデザイン経営における高い専門性を活かし、新規事業開発や広報・IRの面から有益な助言をいただきました。多領域での実績を通じ、中長期的な企業価値を高めるための視点を提供いただきました。 |
| 井尾仁志 | 公認会計士及び税理士として豊富な実務経験を活かし、独立した立場からの確かな提言を行い、監査機能の一層の強化と取締役会の意思決定における客観性と信頼性を高めていただきました。 |
| 池上貴子 | 社会保険労務士としての高度な専門的知識と豊富な労務経験に基づき、人事、労務管理の観点から適切な監督・助言を行っていただきました。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は取締役松本久美氏、取締役辻原咲紀氏、監査役井尾仁志氏、監査役池上貴子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | |
|--------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 26百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程において経営上重要な機密文書として位置付けるとともに、情報漏洩防止を徹底すべく適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各部門担当取締役及び各部門の責任者とともに、部門毎のリスクを体系的に管理するため、既存の規程に加え必要なリスク管理総括規程を制定する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に取り締役に報告を行い、全社的なリスクを総括的に管理する。平時においても、各部門においてはその有するリスクの軽減等に取り組み、有事における関連規程に基づくマニュアルやガイドラインを見直し各部門のリスク管理の改善を行う。
- ③ 取締役会は定期的にはリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の緊急対策本部を別途設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部署において目標達成のために活動することとする。また、年度計画が当初の予定どおりに進捗しているかについては、毎月の予算委員会を通じて定期的にチェックするとともに必要な対策を決定し実施する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項について全て定例取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき各部署の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとし、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人に対し法令及び定款の遵守を徹底するため、総務部門が中心となり、コンプライアンス体制の強化を推進するとともに、取締役及び使用人が法令、定款及び諸規程等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- ② 内部通報制度については、法令、定款及び諸規程等に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とし、管理部門及び第三者機関を情報の受領者とするメールシステムを整備し運用を行うとともに、社長に報告される体制を構築する。
- ③ 社長直属の部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、業務監査実施項目に遺漏なきよう確認し必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④ 内部監査室の監査により法令、定款違反その他の事由に基づき問題のある業務執行行為が発見された場合には、発見された問題の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 社会生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備し、それらによる不当な要求に対して組織全体として毅然とした態度で対応する。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役会の同意を必要とするものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがある時、違法又は不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は監査役会に報告する。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、社長との定期的な意見交換会を開催し意思の疎通を図る。

(8) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に報告・説明を求めることができ、調査を必要とする場合には経理部門や内部監査室等に協力・補助を要請して監査が効率的に行える体制とする。
- ② 監査役会において重要事項について協議するほか、年1回の監査役会と会計監査人との監査結果報告会の開催に加え、期中の会計監査人との期中レビュー結果報告会を開催して、特に会計監査上の問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、取締役会において財務報告の内部統制構築の基本的計画及び方針を定め整備及び運用する体制を確保する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度において、全取締役及び監査役が出席する取締役会は20回開催され、各業務執行部門で収集されたりスク情報についての検討・意思決定を行っています。
- ② 常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、また取締役会及びその他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認して、監査役会において情報を共有しております。
- ③ 内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に報告を行うとともに、課長以上の出席する会議において定例報告を行い、業務の適正確保に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |              | 負 債 の 部          |              |
|-----------------|--------------|------------------|--------------|
| 科 目             | 金 額          | 科 目              | 金 額          |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,769</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,470</b> |
| 現金及び預金          | 1,756        | 買掛金              | 297          |
| 売掛金             | 377          | 電子記録債権           | 1,501        |
| 商掛金             | 1,805        | 未払金              | 66           |
| 前払費用            | 77           | 未払法人税等           | 160          |
| 暗号資産            | 1,258        | 未払費用             | 332          |
| その他の引当金         | 692          | 預り金              | 24           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,323</b> | 賞与引当金            | 18           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>42</b>    | 店舗閉鎖損失引当金        | 10           |
| 建物              | —            | リース負債            | 7            |
| 構築物             | —            | 資産除去負債           | 28           |
| 器具備品            | —            | その他の             | 23           |
| リース資産           | —            |                  |              |
| 車両運搬具           | —            | <b>固定負債</b>      | <b>2,824</b> |
| 土地              | 42           | 長期借入金            | 900          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,281</b> | 退職給付引当金          | 1,352        |
| 敷金及び保証金         | 1,354        | 繰上り引当金           | 6            |
| 関係会社株           | 8            | 長期預り保証金          | 6            |
| その他の引当金         | 8            | 長期預り保証金          | 71           |
| 貸倒引当金           | △89          | 資産除去負債           | 478          |
|                 |              | 繰延税金負債           | 10           |
|                 |              | <b>負債合計</b>      | <b>5,295</b> |
|                 |              | <b>純資産の部</b>     |              |
|                 |              | 株主資本             | 1,797        |
|                 |              | 資本金              | 1,919        |
|                 |              | 資本剰余金            | 6,718        |
|                 |              | 資本準備金            | 1,819        |
|                 |              | その他資本剰余金         | 4,898        |
|                 |              | 利益剰余金            | △6,759       |
|                 |              | その他利益剰余金         | △6,759       |
|                 |              | 固定資産圧縮積立金        | 24           |
|                 |              | 繰越利益剰余金          | △6,784       |
|                 |              | 自己株式             | △80          |
|                 |              | <b>純資産合計</b>     | <b>1,797</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,093</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>7,093</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(皇 2025年3月1日  
2026年2月28日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金   | 額      |
|--------------|-----|--------|
| 売上高          |     | 11,590 |
| 売上原価         |     | 7,234  |
| 売上総利益        |     | 4,356  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 6,740  |
| 営業損失         |     | 2,383  |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息及び配当金    | 1   |        |
| 受取家賃         | 149 |        |
| 受取手数料        | 1   |        |
| 転貸損失引当金戻入益   | 2   |        |
| その他          | 24  | 178    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 14  |        |
| 店舗賃貸費用       | 135 |        |
| 転貸損失引当金繰入額   | 4   |        |
| 暗号資産評価損      | 3   |        |
| 貸倒引当金繰入額     | 274 |        |
| その他          | 6   | 439    |
| 経常損失         |     | 2,644  |
| 特別利益         |     |        |
| 固定資産売却益      | 314 | 314    |
| 特別損失         |     |        |
| 固定資産除却損      | 1   |        |
| 店舗解約に伴う損失金   | 189 |        |
| 減損損失         | 440 |        |
| リース解約損       | 2   | 634    |
| 税引前当期純損失     |     | 2,964  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 113 |        |
| 法人税等調整額      | △0  | 112    |
| 当期純損失        |     | 3,076  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年3月1日  
至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

|                 | 株 主 資 本 |       |          |         |
|-----------------|---------|-------|----------|---------|
|                 | 資本金     | 資本剰余金 |          |         |
|                 |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2025年3月1日残高     | 100     | -     | 4,898    | 4,898   |
| 事業年度中の変動額       |         |       |          |         |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 1,819   | 1,819 | -        | 1,819   |
| 自己株式の取得         | -       | -     | -        | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩    | -       | -     | -        | -       |
| 当期純損失(△)        | -       | -     | -        | -       |
| 事業年度中の変動額合計     | 1,819   | 1,819 | -        | 1,819   |
| 2026年2月28日残高    | 1,919   | 1,819 | 4,898    | 6,718   |

|                 | 株 主 資 本       |             |         | 利益剰余金合計 |
|-----------------|---------------|-------------|---------|---------|
|                 | 利益剰余金         |             | 繰越利益剰余金 |         |
|                 | その他利益剰余金      |             |         |         |
|                 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |         |         |
| 2025年3月1日残高     | 25            | △3,708      | △3,683  |         |
| 事業年度中の変動額       |               |             |         |         |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | -             | -           | -       |         |
| 自己株式の取得         | -             | -           | -       |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩    | △0            | 0           | -       |         |
| 当期純損失(△)        | -             | △3,076      | △3,076  |         |
| 事業年度中の変動額合計     | △0            | △3,076      | △3,076  |         |
| 2026年2月28日残高    | 24            | △6,784      | △6,759  |         |

|                 | 株 主 資 本 |        | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-----------------|---------|--------|-------|--------|
|                 | 自己株式    | 株主資本合計 |       |        |
| 2025年3月1日残高     | △80     | 1,234  | -     | 1,234  |
| 事業年度中の変動額       |         |        |       |        |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | -       | 3,639  | -     | 3,639  |
| 自己株式の取得         | -       | -      | -     | -      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩    | -       | -      | -     | -      |
| 当期純損失(△)        | -       | △3,076 | -     | △3,076 |
| 事業年度中の変動額合計     | -       | 563    | -     | 563    |
| 2026年2月28日残高    | △80     | 1,797  | -     | 1,797  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

商 品…… 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

暗号資産…… 活発な市場があるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物5～34年、構築物10～20年、器具備品5～10年、  
車両運搬具4年

無形固定資産…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用  
(リース資産を除く) 可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用…… 均等償却しております。

リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採  
用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース  
取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース  
取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計  
処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については  
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個  
別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してござ  
います。

賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込  
額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金…… 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における  
退職給付債務見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年  
度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基  
準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員  
の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法に  
より按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理す  
ることとしております。

転貸損失引当金…… 店舗閉店に伴い賃貸借契約の残存期間に発生する損失に備え  
るため、転貸を決定した店舗について、支払義務のある賃料  
総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上  
しております。

店舗閉鎖損失引当金…… 店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失額を見積計上して  
おります。

- (4) ヘッジ会計の方法
- 1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
  - 2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。  
ヘッジ手段・・・為替予約  
ヘッジ対象・・・商品輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引
  - 3) ヘッジ方針  
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
  - 4) 有効性の評価方法  
振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準  
商品の販売に係る収益認識  
当社の顧客との契約から生じる収益は、主に衣料品事業における商品の店頭販売によるものであり、これらの商品の販売は顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、当社のオンラインショップ等の通信販売における収益は、商品の出荷から引き渡しまでがごく短期間で行われるため、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

#### 金融・投資事業

主に暗号資産の運用を行っております。暗号資産につきましては、期末時点の残高に対して時価と帳簿価額の差額を収益に計上しております。また、法定通貨との交換を行った場合には注文が約定した時点で収益を認識することとしております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 商品の評価

##### (a)当事業年度の計算書類に計上した金額

|             |          |
|-------------|----------|
| 商品          | 1,805百万円 |
| 商品の簿価の切り下げ額 | 187百万円   |

##### (b)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、投入から一定期間経過した商品については、期間の経過とともに収益性が低下するとの仮定に基づき、一定の評価ルールに従い帳簿価額を切り下げしております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績等が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 会計上の見積りの変更

#### (1)資産除去債務における見積りの変更

当社は、資産除去債務の算定にあたり、賃借店舗の退去時における原状回復費用を見積っております。当事業年度において、直近の解体・廃棄費用の高騰の実態を反映したことにより、原状回復費用（坪単価）の見積りを見直しました。この見積りの変更に伴い、当事業年度末の資産除去債務は147百万円増加し、当事業年度の税引前当期純損失は147百万円増加しております。

#### (2)棚卸資産の収益性低下による簿価切下げにおける見積りの変更

当社は、棚卸資産の評価基準について、収益性の低下により正味売却価額まで簿価を切下げの方法に加えて、営業循環過程から外れた一定の保有期間を超える滞留商品に対し規則的に帳簿価額を切り下げる方法を行ってまいりました。

この度、新たな経営体制と運営方針に伴い、商品の早期の資金化を行うため、商品評価における商品の分類をよりシーズン性に特化させた分類に変更し、新しい評価率を設定しました。当事業年度より、棚卸資産に係る収益性の状況をより適切に財政状態及び経営成績に反映させ、滞留在庫に対する評価減を行っております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,807百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

- (1) 売上高には顧客との契約から生じる収益12,429百万円を含んでおります。
- (2) 売上高には金融・投資事業開始後の2025年9月18日以降の暗号資産の評価損△838百万円を含んでおります。
- (3) 営業外費用に含まれる暗号資産評価損は、金融・投資事業開始前の2025年9月17日までの暗号資産の評価損であります。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首    | 増加         | 減少 | 当事業年度末     |
|---------|------------|------------|----|------------|
| 発行済株式   |            |            |    |            |
| 普通株式(株) | 15,597,638 | 10,150,000 | —  | 25,747,638 |
| 自己株式    |            |            |    |            |
| 普通株式(株) | 136,355    | —          | —  | 136,355    |

#### (変動事由の概要)

新株予約権の行使による普通株式の増加 10,150,000株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産                |           |
| 商品評価損                 | 56百万円     |
| 賞与引当金                 | 5百万円      |
| 未払事業税                 | 15百万円     |
| 店舗閉鎖損失引当金             | 3百万円      |
| 退職給付引当金               | 426百万円    |
| 転貸損失引当金               | 1百万円      |
| 減価償却超過額               | 179百万円    |
| 資産除去債務                | 150百万円    |
| 貸倒引当金                 | 91百万円     |
| 買掛金（原価修正）             | 35百万円     |
| 繰越欠損金                 | 4,126百万円  |
| その他                   | 36百万円     |
| 繰延税金資産小計              | 5,128百万円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △4,126百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,000百万円 |
| 評価性引当額小計              | △5,126百万円 |
| 繰延税金資産合計              | 1百万円      |
| 繰延税金負債                |           |
| 固定資産圧縮積立金             | △10百万円    |
| 資産除去債務に対応する有形固定資産     | －百万円      |
| その他                   | △0百万円     |
| 繰延税金負債合計              | △11百万円    |
| 繰延税金負債の純額             | △10百万円    |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主要な項目別内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

## 9. リースにより使用する固定資産に関する注記

### ファイナンス・リース取引

#### (借主側)

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1) リース資産の内容

有形固定資産主として、店舗におけるプリンタ（器具備品）であります。

##### (2) リース資産の減価償却方法

個別注記表の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### オペレーティング・リース取引

#### (借主側)

#### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

|     | 当事業年度<br>(2026年2月28日) |
|-----|-----------------------|
| 1年内 | 0                     |
| 1年超 | 0                     |
| 合 計 | 1                     |

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資産運用については安全性を重視しつつ、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を預金等の金融資産より行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保有暗号資産は市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務はそのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### 2)市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建金銭債権債務等の為替の変動リスクに関しては、外貨建営業取引に係る輸入取引の範囲内でデリバティブ取引(為替予約)を利用することによりヘッジしております。デリバティブ取引の実行及び管理は財務・経理部門で行っておりますが、担当役員の承認を得たうえで実行しております。また、財務・経理部門において、銀行に対して定期的に残高確認を実施し、担当役員が残高の妥当性を検討しております。なお、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

##### 3)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### 4)暗号資産に関するリスク

当社は、暗号資産の価格変動リスク、流動性リスク、サイバーセキュリティリスクを常に認識し、以下の対策を講じております。

・暗号資産は、原則としてコールドウォレットにより保管しております。

・暗号資産関連取引は、原則として国内の暗号資産取引所を通してのみ行います。

・暗号資産は、毎月末時点で保有する暗号資産の残高を確認して時価評価を行い、当該評価額を代表取締役へ報告しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。該当価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                     | 貸借対照表<br>計上額 | 時価    | 差額  |
|---------------------|--------------|-------|-----|
| 暗号資産                | 1,258        | 1,258 | —   |
| 敷金及び保証金<br>貸倒引当金 ※3 | 1,354<br>△75 |       |     |
|                     | 1,279        | 1,245 | △33 |
| 資産計                 | 2,537        | 2,503 | △33 |
| 長期借入金               | 900          | 900   | —   |
| 長期預り保証金             | 71           | 65    | △5  |
| 負債計                 | 971          | 965   | △5  |

- ※1 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「電子記録債務」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は8百万円であります。
- ※3 敷金及び保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|         | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------|------|-------------|--------------|------|
| 売掛金     | 377  | —           | —            | —    |
| 敷金及び保証金 | 56   | 1,203       | 28           | 0    |
| 合計      | 434  | 1,203       | 28           | 0    |

(注) 2 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|       | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|------|-------------|--------------|------|
| 長期借入金 | —    | 900         | —            | —    |
| 合計    | —    | 900         | —            | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としている金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分   | 時価    |      |      |       |
|------|-------|------|------|-------|
|      | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 暗号資産 | 1,258 | —    | —    | 1,258 |
| 資産計  | 1,258 | —    | —    | 1,258 |

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分      | 時価   |       |      |       |
|---------|------|-------|------|-------|
|         | レベル1 | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 敷金及び保証金 | —    | 1,254 | —    | 1,254 |
| 資産計     | —    | 1,254 | —    | 1,254 |
| 長期借入金   | —    | 900   | —    | 900   |
| 長期預り保証金 | —    | 65    | —    | 65    |
| 負債計     | —    | 965   | —    | 965   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 暗号資産

暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### 敷金及び保証金、長期預り保証金

敷金及び保証金、長期預り保証金の時価は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 11. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

#### 12. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

#### 13. 関連当事者との取引に関する注記

##### (1) 当社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

| 種類           | 会社等の名称          | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容         | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|--------------|-----------------|----------------|-----------|---------------|-----------|----|-----------|
| その他の関係会社の親会社 | ジーエフホールディングス(株) | -              | 債務被保証     | 当社借入に対する債務被保証 | 900       | -  | -         |

(注)当社は、㈱チヨダからの借入に対してジーエフホールディングス(株)より債務保証を受けております。なお、個別に交渉し保証料の支払いは行っておりません。

##### (2) 当社の子会社及び関連会社等

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 当社と同一の親会社をもつ会社等及び当社のその他の関係会社の子会社等

| 種類                       | 会社等の名称        | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当<br>事者との<br>関係 | 取引の内容        | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|--------------------------|---------------|--------------------|-------------------|--------------|---------------|----|---------------|
| その他<br>の関係<br>会社<br>の子会社 | gf. A(株)      | -                  | 代理人<br>決済         | 仕入の代理<br>人取引 | 444           | -  | -             |
| その他<br>の関係<br>会社<br>の子会社 | (株)シティー<br>ヒル | -                  | 代理人<br>決済         | 仕入の代理<br>人取引 | 464           | -  | -             |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の上決定しております。

2. (株)シティーヒルがgf. A(株)から商品を調達する際の資金決済に、代理人取引として関わり、gf. A(株)への支払、(株)シティーヒルからの資金受領を行っております。

(4) 当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

14. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 金額     |
|---------------|--------|
| メンズトップス       | 4,082  |
| メンズボトムス       | 2,476  |
| レディーストップス     | 2,277  |
| レディースボトムス     | 1,181  |
| キッズ           | 1,120  |
| その他           | 1,291  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 12,429 |
| その他の収益        | △838   |
| 外部顧客への売上高     | 11,590 |

(注) その他の収益は、暗号資産に係る評価損益です。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための情報は、個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産、契約負債はありません。また、過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分された取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

70円19銭

(2) 1株当たり当期純損失

138円51銭

## 16. 重要な後発事象に関する注記

### (取得による企業結合)

当社は、2026年1月29日開催の取締役会において、株式会社ユナイテッドアローズ（以下「ユナイテッドアローズ社」といいます。）より株式会社コーエン（以下「コーエン社」といいます。）の全株式を取得し、完全子会社とすることを決議するとともに、同日付で株式譲渡契約書を締結し、2026年3月2日に同社株式を取得しました。

### (1) 企業結合の概要

#### 1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社コーエン

事業の内容 アパレル衣料品の企画、製造、販売

#### 2) 企業結合を行う主な理由

当社は、1990年の創業以来、全国のロードサイド及びショッピングセンターを中心にカジュアル衣料専門店を展開し、地域とともに歩むリテール企業として信頼を築いてまいりましたが、2025年9月18日の商号変更を契機に、アパレルを中核としながらウェルネス・デジタル・AI・投資を組み合わせた新たな事業モデルへの進化を着実に進めております。

そして、本件株式取得は、当社が進める「再生と創造」を軸とした事業戦略と、ユナイテッドアローズ社が進めるブランドポートフォリオの見直しの方向性が一致したことによるものであり、両社がそれぞれの強みを活かしながら日本のアパレル産業に新しい可能性を提示するものです。

コーエン社は、ユナイテッドアローズ社が2008年に設立した子会社であり、日常を豊かに彩るリアルクローズを提案し続けてきました。そのものづくりには、ファッションを通じて人々の暮らしを支えるという同社ならではの哲学が息づいており、店舗ではスタッフ一人ひとりがその思想を体現しながら、顧客との信頼関係を築いてまいりました。そうした”人がつくり、人が支えてきたブランド”としての価値、幅広い世代に愛される等身大の魅力、価格と品質へのこだわりは、コーエン社が長年積み上げてきた比類なきブランド資産であります。当社はその精神と歩み、そしてブランドがもたらしてきた社会的意義に深く敬意を抱いております。

当社は、コーエン社の持つブランド文化と、そこに息づく人材・顧客・信頼の輪を大切にし、その魅力を未来へと継承していくことを使命と考えております。ユナイテッドアローズ社が長年にわたり築き上げてきた価値観を尊重しながら、当社の持つAI・デジタル・物流・店舗運営の実行力を重ね合わせ、コーエンブランドの再成長と持続的発展を推進してまいります。また、当社が業務提携しているジーエフホールディングス株式会社（GFグループ）の総合的な経営基盤や国内外の物流・ECネットワークと連携し、コーエン社が培ってきた「人と日常に寄り添う服づくり」を、より強靱かつ現代的な形で再構築してまいります。

本件株式取得は、単なるブランドの譲受ではなく、ユナイテッドアローズ社が築いた信頼と文化を未来につなぎ、新たな価値として発展させるための前向きなパートナーシップです。当社は、コーエン社が持つ温もりと誠実さを原点に、当社グループとしての変革力とGFグループとの共創力を重ね合わせることで、新たな成長モデルの創出に挑戦してまいります。コーエンブランドの再生・再成長を通じて、当社はグループ全体の企業価値の向上が見込めると判断したため、同社株式を取得しました。

3) 企業結合日

2026年3月2日

4) 企業結合の法的形式

株式取得

5) 結合後企業の名前

変更ありません

6) 取得した議決権比率

100%

7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 取得原価の算定等に関する事項

1) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

|         |    |        |
|---------|----|--------|
| 株式の取得対価 | 現金 | 200百万円 |
| 取得原価    |    | 200百万円 |

2) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザリー費用等（概算額） 7百万円

(3) 取得原価の配分に関する事項

1) 発生による負ののれんの金額、発生要因

負ののれん発生益が発生する見込みではありますが、現時点では確定しておりません。

2)企業結合日に受け入れた資産および引き受ける負債の額ならびにその主な内訳現時点では確定していません。

### (第三者割当による新株式の発行)

当社は、第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式」といいます。）を2026年2月24日開催の取締役会において決議し、2026年3月30日開催の当社臨時株主総会で承認されました。

#### 本新株式発行の概要

|    |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 払込期間               | 2026年3月31日から2026年4月6日                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2. | 発行新株式数             | 46,100,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 3. | 発行価額               | 1株につき、金20円                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4. | 資金調達額<br>(発行価額の総額) | 922,000,000円<br>金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、現金による払込みはありません。<br>株式割当先が保有する株式会社オルトプラス（以下「オルトプラス」といいます。）の普通株式（以下「オルトプラス株式」といいます。）を現物出資財産とします。オルトプラス株式1株あたりの価額は、2026年3月30日（当社臨時株主総会の決議日）の東京証券取引所におけるオルトプラス株式の終値（43円）とし、株式割当先の払込金額の合計を43円で除した株式数（100株未満を切り上げる。）（21,441,900株）の株式割当先が保有するオルトプラス株式が現物出資されました。 |
| 5. | 募集又は割当方法           | 第三者割当の方法による                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6. | 募集又は割当方法の内容及び価額    | オルトプラス株式21,441,900株<br>（1株あたりの価額：43円）                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 7. | 割当先                | G Future Fund 1号投資事業有限責任組合                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 8. | 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額 461,000,000円<br>増加する資本準備金の額 461,000,000円                                                                                                                                                                                                                                             |

### (新株予約権の発行)

当社は、第三者割当による第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を2026年2月24日開催の取締役会において決議し、2026年3月30日開催の当社臨時株主総会で承認されました。

#### 本新株予約権発行の概要

|     |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.  | 割 当 日            | 2026年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2.  | 発行新株予約権数         | 306,600個（新株予約権1個につき普通株式100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3.  | 発 行 価 額          | 総額3,066円（新株予約権1個あたり0.01円）                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4.  | 払 込 日            | 2026年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 5.  | 当該発行による<br>潜在株式数 | 普通株式30,660,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 6.  | 資金調達額            | 602,685,066円（注）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7.  | 行 使 価 額          | <p>1株あたり20円<br/>         なお、行使価額は、当社普通株式が新たに交付される場合（一定の場合を除きます。）等は、以下のとおり調整されます。</p> $\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>当該行使価額の調整方法は、新株予約権割当予定先となる本新株予約権を引き受けるにあたり必要となる条件として提示され、当社は、本新株予約権による資金調達を実現するために、当該行使価額の調整を含む本新株予約権を発行することといたしました。</p> |
| 8.  | 権 利 行 使 期 間      | 2026年4月1日から2027年4月1日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 9.  | 募集又は割当て方法        | 第三者割当の方法による                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10. | 割 当 先            | EVO FUND                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|     |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11. | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。                                                                                                                                                   |
| 12. | そ の 他                                | 当社は、新株予約権割当先との間で、新株予約権割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、当社又はその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じる合理的なおそれもないことを払込みの条件とすること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。また、2026年3月30日開催の当社臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結しております。 |

### （第1回無担保社債（私募債）の発行）

当社は、第1回無担保社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）の発行を2026年2月24日開催の取締役会において決議し、本新株予約権の発行と同時に新株予約権割当先であるEVO FUNDに対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、以下「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額300,000,000円の社債（本社債）を発行いたしました。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。

## 本社債の概要

|    |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 名称     | ジーエット株式会社第1回無担保普通社債                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2. | 社債の総額  | 金300,000,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 3. | 各社債の金額 | 金7,500,000円の1種                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 4. | 払込期日   | 2026年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 5. | 償還期日   | 2027年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 6. | 利率     | 年率0.0%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 7. | 発行価額   | 額面100円につき金100円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 8. | 償還価額   | 額面100円につき金100円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 9. | 償還方法   | <p>満期一括償還</p> <p>(1) 社債権者は、2026年9月30日以降の繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日前までに又は当社と社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを請求することができます。</p> <p>(2) 2026年3月31日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに又は当社と社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は20円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。</p> |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>(3) 当社は、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを請求することができます。但し、本請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合、2026年3月31日にG Future Fund 1号投資事業有限責任組合に対して発行される普通株式の発行、同日に発行される第12回新株予約権の発行及びその他適用法令により必要となる場合についてはこれを行うことができません。</p> <p>(4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合は、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>(6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(7) 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本号において「繰上償還日」という。）の10営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。</p> <p>(8) 当社は2026年3月31日に本新株予約権が発行されない場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(9) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、本社債の金額（7,500,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき100円で繰上償還します。</p> |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |       |                                                         |
|-----|-------|---------------------------------------------------------|
| 10. | 総額引受人 | EVO FUND                                                |
| 11. | 資金使途  | ①人材育成・リスキリング：70百万円<br>②M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資：<br>230百万円 |

### （暗号資産建てファンドへの出資）

当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、暗号資産を投資対象とするファンドへの出資を決議いたしました。

#### （1）出資の理由

当社は、暗号資産の単純保有にとどまらず、専門性の高い運用主体を通じた効率的な資産運用を行うことにより、継続的な再投資を含む資産価値の着実な向上を目指すものであります。

当社は、本ファンドが提供する複数のクラスの中から、ビットコイン（以下「BTC」といいます。）建てクラスを選択し出資を行います。当該クラスでは、出資元本の拠出から運用期間中の純資産価額（NAV）の算出、償還に至るまで、全てがBTC建てで管理されます。

当社がBTC建てクラスを選択した理由は、法定通貨との為替変動リスクを排除し、純粋にBTC保有数の増加を追求できる点にあります。従来の法定通貨建て投資では、運用が成功してもBTC/円レートの変動により円建て評価が目減りするリスクがありましたが、BTC建てクラスを活用することで、当社は法定通貨建ての評価額変動に左右されることなく、中長期的なBTC保有数の最大化を図ることができます。

また、本ファンドが採用する高度なテクノロジーを活用したシステムティックな投資戦略と、実績あるプロフェッショナルによる運用体制の優位性を評価し、本出資を決定いたしました。

## (2)出資の概要

### 1)出資対象ファンドの基本情報

| 項目          | 内容                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------|
| ファンド名称      | SPEQTRA Systematic Digital Assets Feeder Fund L.P. |
| 組成地・形態      | ケイマン諸島 (エグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップ)                   |
| ジェネラル・パートナー | SPEQTRA GP Ltd                                     |
| 事業内容        | 暗号資産を対象とする投資ファンドの運営                                |
| 当社との関係      | 資本関係、人的関係、取引関係および関連当事者関係はありません。                    |

### 2)当社の出資条件

| 項目    | 内容                            |
|-------|-------------------------------|
| 出資金額  | 当社保有BTCを原資とする出資 (124.8079BTC) |
| 出資クラス | BTC建てクラス                      |
| 出資方法  | 当社保有BTCを原資として現物出資             |
| 契約締結日 | 2026年3月31日                    |
| 投資実行日 | 2026年3月31日                    |

### 3)ファンドの投資戦略および運用体制

本ファンドの投資目的は、暗号資産市場において市場全体の動向に左右されにくい絶対収益の獲得を目指すものです。

運用の中核となる戦略は、複数の計量モデルを用いたシステムティックなアプローチであり、市場データの分析に基づくアルゴリズムにより投資判断を行います。投資対象は主にデジタルアセットを原資産とする先物等のデリバティブ取引であり、適切なリスク管理の下、ロング・ショート of 双方のポジションを組み合わせることで市場の上昇局面・下落局面の双方において収益機会の獲得を図る戦略となっております。

運用体制については、伝統金融機関及びAI関連分野の経験を有するメンバーにより構成されており、金融工学と先端テクノロジーを融合させた体制を構築しています。

当社は、本ファンドの運用状況やリスク管理体制について、定期的な報告の受領及び必要に応じたモニタリングを行い、当社のガバナンスの下で投資の継続性及びリスク水準を検証してまいります。

#### 4) 主要なリスク要因

本ファンドへの投資には、暗号資産特有の高い価格変動リスク、流動性リスク、デリバティブ取引及びレバレッジ利用に伴う損失拡大リスク、システムティック運用におけるモデルリスク・システムリスク、暗号資産及び関連取引に関する規制・税制の変更リスク、暗号資産カストディ及び秘密鍵管理に関するリスク、取引所、ブローカー、清算機関等の相手先信用リスク等が内在しております。

これらのリスクを十分に勘案した上で運用が行われますが、当該リスクが完全に回避されるものではありません。

#### (3) 今後の見通し

本件出資に伴い、当社は保有するビットコイン（BTC）を原資としてファンドへ出資を行うことから、当該出資に係る評価及び運用成果については、当社の営業収益として、四半期末ごとに時価評価を行い、その評価差額を業績に反映する方針です。

なお、本件出資に係る影響として、当社の業績に一定の影響を与える見込みではありますが、暗号資産価格の変動や本ファンドの運用状況等により、実際の業績への影響額は変動する可能性があります。

## 17. その他の注記

### (1) 退職給付会計

#### 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職給付制度について退職一時金制度を採用しております。

#### 2 確定給付制度

##### ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |          |
|--------------|----------|
| 退職給付債務の期首残高  | 1,445百万円 |
| 勤務費用         | 69百万円    |
| 利息費用         | 7百万円     |
| 数理計算上の差異の発生額 | △58百万円   |
| 退職給付の支払額     | △200百万円  |
| 退職給付債務の期末残高  | 1,264百万円 |

②退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 非積立型制度の退職給付債務       | 1,264百万円 |
| 未積立退職給付債務           | 1,264百万円 |
| 未認識数理計算上の差異         | 88百万円    |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,352百万円 |

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 退職給付引当金             | 1,352百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,352百万円 |

③退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 勤務費用            | 69百万円  |
| 利息費用            | 7百万円   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △10百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 66百万円  |

④数理計算上の計算の基礎に関する事項

当事業年度における主要な数理計算上の計算基礎  
割引率

0.5%

3 確定拠出制度

該当事項はありません。

(2) 減損損失に係る事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途   | 種類                                | 場所   | 減損損失   |
|------|-----------------------------------|------|--------|
| 店舗   | 建物、構築物、器具備品、土地、建設仮勘定、リース資産、長期前払費用 | 岐阜県他 | 417百万円 |
| 共用資産 | 建物、器具備品、リース資産、ソフトウェア、長期前払費用       | 東京都他 | 23百万円  |

当社は、店舗をグルーピングの最小単位としており、本部設備等を共用資産としております。

当事業年度において、継続的に営業損失を計上している資産グループにつきまして帳簿価額を回収可能価額まで減額し、440百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その内訳は以下のとおりであります。

| 種類     | 金額<br>(百万円) |
|--------|-------------|
| 建物     | 349         |
| 構築物    | 0           |
| 器具備品   | 27          |
| 土地     | 24          |
| 建設仮勘定  | 3           |
| リース資産  | 0           |
| ソフトウェア | 21          |
| 長期前払費用 | 13          |
| 合計     | 440         |

なお、資産グループの回収可能価額は、鑑定評価額に基づき算定した正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額によっております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月20日

ジーエット株式会社  
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 塚 清 憲

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 村 大 司

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジーエット株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

1. 重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2026年1月29日開催の取締役会において、株式会社ユナイテッドアローズより株式会社コーエンの全株式を取得することを決議するとともに、同日付で株式譲渡契約書を締結し、2026年3月2日に当該株式を取得している。
2. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株式の発行）に記載されているとおり、会社は、2026年2月24日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2026年3月30日開催の臨時株主総会で承認されている。
3. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の発行）に記載されているとおり、会社は、2026年2月24日開催の取締役会において、第12回新株予約権の発行を決議し、2026年3月30日開催の臨時株主総会において承認されている。
4. 重要な後発事象に関する注記（第1回無担保社債（私募債）の発行）に記載されているとおり、会社は、2026年2月24日開催の取締役会において、第1回無担保社債（私募債）の発行を決議しており2026年3月31日に発行している。
5. 重要な後発事象に関する注記（暗号資産建てファンドへの出資）に記載されているとおり、会社は、2026年3月31日開催の取締役会において、暗号資産を投資対象とするファンドへの出資を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

ジーエット株式会社

|       |           |
|-------|-----------|
| 常勤監査役 | 佐 滝 実 ㊟   |
| 社外監査役 | 井 尾 仁 志 ㊟ |
| 社外監査役 | 池 上 貴 子 ㊟ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、既発行の新株予約権の行使に伴う株式発行については現行の発行可能株式総数の範囲内で対応可能であるものの、当該行使後は発行可能株式総数に近接することが見込まれております。このため、当社は、今後の成長戦略の推進、資本提携、M & Aその他の機動的な資本政策に柔軟に対応できる体制を確保するため、発行可能株式総数を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                               | 変更案                                                                |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式<br>第5条 (発行可能株式総数)<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>102,990,500株</u> とする。 | 第2章 株式<br>第5条 (発行可能株式総数)<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>290,590,500株</u> とする。 |

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | (こだま かずひろ)<br>児玉 和宏<br>(1966年8月1日生)                                                                   | 1992年1月 ジーエフ(株) 入社<br>1996年9月 同社 取締役<br>1999年1月 同社 常務取締役<br>2003年11月 同社 代表取締役社長<br>2011年10月 ジーエフホールディングス(株) 代表取締役社長<br>2018年7月 同社 代表取締役会長兼社長(現任)<br>2018年7月 ジーエフ(株) 取締役会長(現任)<br>2025年5月 当社 代表取締役会長(現任)<br>2026年1月 AIオペレーションズ(株) 代表取締役(現任)<br><br>(取締役候補者とした理由)<br>児玉和宏氏は、長年にわたり物流をはじめとしたアパレル関連ビジネスに携わり、会社経営に優れた実績を上げてこられ、かつ、高い見識を有しており、現在は代表取締役会長として活躍しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものであると判断し、代表取締役候補者といたしました。                                  | 0株          |
| 2     | <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span><br>(きむら たつや)<br>木村 竜哉<br>(1976年10月7日生) | 2002年1月(株)ユニテッドアローズ 入社<br>2016年4月 同社 執行役員<br>2017年4月 同社 上席執行役員<br>2018年4月 同社 事業本部 本部長<br>2018年6月 同社 取締役 常務執行役員<br>2020年11月 同社 取締役 専務執行役員<br>2021年4月 同社 取締役 専務執行役員 COO<br>2022年4月(株)コーエン代表取締役社長(現任)<br><br>(取締役候補者とした理由)<br>木村竜哉氏は、アパレル業界において店舗運営から事業統括まで幅広い経験を有し、事業本部長として主力事業の成長をけん引してきました。加えて、COOとしてサプライチェーン改革やDX推進を主導するなど、高い執行力を発揮しております。さらに、子会社社長として事業構造の見直しと成長基盤の再構築を推進してきた実績があります。これらの経験を踏まえ、当社の事業構造改革と企業価値向上への貢献が期待されることから、代表取締役候補者として選任するものです。 | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | (こばやし だいすけ)<br>小林 大介<br>(1972年5月28日生) | 1996年3月当社 入社<br>2020年3月当社 営業部営業販促課長<br>2023年3月当社 経営企画室長<br>2024年1月当社 管理部次長兼経営企画室長<br>2024年2月当社 管理部長兼経営企画室長<br>2024年5月当社 取締役管理部長<br>2025年5月当社 取締役管理統括本部長(現任)<br>2026年3月(株)コーエン 取締役(現任)<br>(取締役候補者とした理由)<br>小林大介氏は、当社入社以来、営業・マーケティング部門で業績の向上を推進、2021年より経営企画部門にて経営全般に関する見識も高め、現在は取締役管理統括本部長として活躍しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものと判断し、引き続きの取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                          | 1,000株      |
| 4     | (うちの のぶひこ)<br>内野 伸彦<br>(1954年3月13日生)  | 1977年4月(株)ワールド 入社<br>2001年5月(有)B.F.C 代表取締役社長<br>2006年10月(株)D&Bビジネスパートナーズ 代表取締役<br>2009年5月(株)オーリーブ・デ・オーリーブ 代表取締役<br>2017年4月gf.A(株) 代表取締役<br>2017年4月B.F.C(株) 代表取締役社長(現任)<br>2018年4月(株)モリエ 代表取締役<br>2019年4月(株)テット・オム 代表取締役<br>2019年4月gf.R(株) 代表取締役<br>2020年4月gf.S(株) 代表取締役<br>2021年4月(株)ジャヴァコーポレーション 代表取締役<br>2022年10月gf.G(株) 代表取締役(現任)<br>2025年5月当社 取締役営業統括本部長(現任)<br>(取締役候補者とした理由)<br>内野伸彦氏は、長きに渡りアパレル業界に携わり、営業からMDまで幅広い見識を有していることに加え、会社経営に優れた実績を上げてこられ、現在は取締役営業統括本部長として活躍しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものであると判断し、取締役候補者となりました。 | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5     | (たちばな たかひろ)<br>立花 隆央<br>(1971年11月8日生)                | 2002年10月 ㈱クロスカンパニー 入社<br>2005年4月 同社 取締役<br>2007年4月 同社 常務取締役<br>2014年3月 同社 専務取締役<br>2015年1月 ㈱キャン 代表取締役社長兼CEO<br>2016年3月 ㈱ストライプインターナショナル 専務取締役兼COO<br>2020年3月 ㈱ストライプインターナショナル 代表取締役社長兼CEO<br>2020年4月 ㈱キャン 代表取締役会長<br>2023年3月 gf.B㈱ 代表取締役社長(現任)<br>2023年7月 ㈱ンティーヒル 取締役(現任)<br>2025年5月 当社 取締役(現任) | 0株          |
|       |                                                      | (取締役候補者とした理由)<br>立花隆央氏は、長きに渡りブランド管理、店舗開発、生産など幅広い業務に携わり、アパレル業界における幅広い見識を有していることに加え、会社経営に優れた実績を上げてこられ、現在は取締役として活躍しております。同氏の豊富な経験や見識は、当社の更なる持続的成長に資するものであると判断し、取締役候補者としていたしました。                                                                                                                  |             |
| 6     | <b>新任</b><br>(いのうえ なおや)<br>井上 直也<br>(1965年2月18日生)    | 1987年4月 伊藤志商事㈱ 入社<br>2003年4月 マガシーク㈱ 代表取締役社長<br>2025年1月 ㈱AB&Company社外取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                   | 0株          |
|       |                                                      | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>井上直也氏は、EC事業の立ち上げ・成長を主導し、上場企業の代表者として豊富な経営経験を有しております。加えて、資本提携や事業変革、データ活用・プラットフォームビジネスに関する高い見識を備えております。これらを踏まえ、当社のデジタル戦略高度化およびガバナンス強化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者として選任するものです。                                                                                          |             |
| 7     | <b>新任</b><br>(みちした けんしろう)<br>道下 剣志郎<br>(1989年4月17日生) | 2017年12月 弁護士登録 西村あさひ法律事務所 入所<br>2020年1月 SAKURA法律事務所 代表弁護士(現任)<br>2025年7月 行政書士登録                                                                                                                                                                                                               | 0株          |
|       |                                                      | (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>道下剣志郎氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンス、危機管理およびコーポレート・ガバナンスに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。現在は法律事務所の代表として、上場企業を含む多数の企業に対する法務支援を提供し、Web3.0やメタバース等の先端領域においても法制度の検討や整備に携わっております。これらを踏まえ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化および新規事業領域におけるリスクマネジメントの高度化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者として選任するものです。             |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 井上直也氏及び道下剣志郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。  
3. 当社は、井上直也氏及び道下剣志郎氏の選任が承認された場合、当社定款と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約をする予定であります。  
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填

補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会が決定しております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|                                 |                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 名称                           | HLB Meisei有限責任監査法人                                                                                                                                                                               |
| 2. 所在地                          | 東京都台東区元浅草三丁目7番地1号<br>住友不動産上野御徒町ビル9階                                                                                                                                                              |
| 3. 業務執行社員の氏名                    | 武田 剛、大兼 宏章                                                                                                                                                                                       |
| 4. 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況 | 登録されております。                                                                                                                                                                                       |
| 5. 沿革                           | 2005年5月 明誠監査法人設立<br>2007年5月 業務規模拡大に伴い、中央区京橋に移転<br>2010年2月 HLB Internationalに加盟<br>2012年3月 中央区日本橋本石町へ移転<br>2014年8月 有限責任監査法人へ移行に伴い、明誠有限責任監査法人へ名称変更<br>2019年10月 明誠有限責任監査法人を、HLB Meisei有限責任監査法人へ名称変更 |

・上記に記載する会計監査人を候補者とした理由

会計監査人の交代により、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び規模等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

## (ご参考)取締役、監査役スキルマトリックス

本総会において議案が原案通り承認された場合の取締役及び監査役が備えるスキルは次の通りであります。

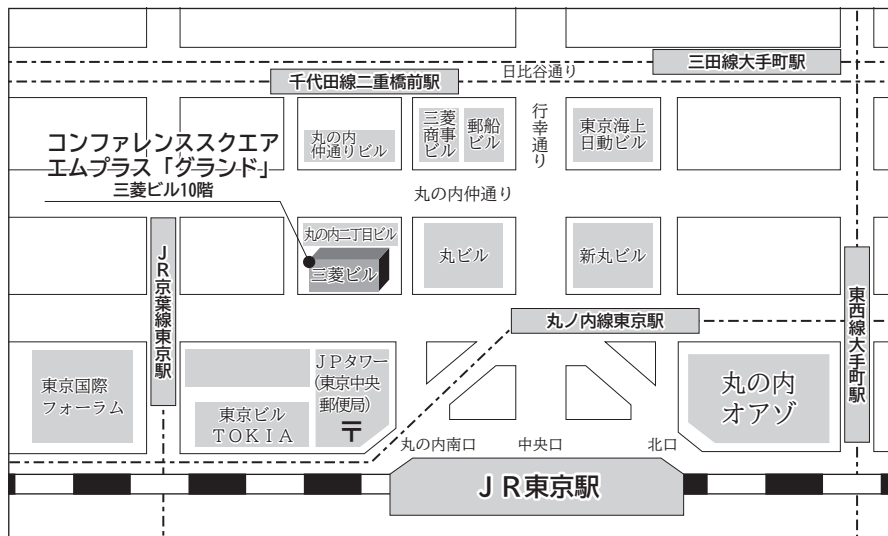
| 役職<br>氏名          | 企業経営  | 店舗運営 | 商品<br>マーケテ<br>ィング | 財務<br>会計 | 法務<br>コンプラ<br>イアンス | 労務<br>人材開発 | IT<br>テクノロ<br>ジー | ESG<br>SDGs |
|-------------------|-------|------|-------------------|----------|--------------------|------------|------------------|-------------|
|                   | 保有スキル |      |                   |          |                    |            |                  |             |
| 代表取締役会長<br>児玉 和宏  | ○     |      | ○                 | ○        |                    | ○          |                  | ○           |
| 代表取締役社長<br>木村 竜哉  | ○     | ○    | ○                 |          |                    |            | ○                | ○           |
| 取締役<br>小林 大介      | ○     | ○    |                   | ○        | ○                  |            |                  | ○           |
| 取締役<br>内野 伸彦      | ○     | ○    | ○                 |          |                    |            |                  | ○           |
| 取締役<br>立花 隆央      | ○     | ○    | ○                 |          |                    |            |                  | ○           |
| 取締役(社外)<br>井上 直也  | ○     |      | ○                 |          | ○                  |            | ○                | ○           |
| 取締役(社外)<br>道下 剣志郎 |       |      |                   |          | ○                  |            | ○                | ○           |
| 常勤監査役<br>佐滝 実     | ○     |      |                   | ○        | ○                  |            | ○                | ○           |
| 監査役(社外)<br>井尾 仁志  |       |      |                   | ○        |                    |            |                  | ○           |
| 監査役(社外)<br>池上 貴子  |       |      |                   |          |                    | ○          |                  | ○           |

(注)本表は、各取締役候補者・監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号三菱ビル10階  
 コンファレンススクエア エムプラス「グランド」
- 交通機関 東京駅（JR）丸の内南口より徒歩約3分  
 （京葉線「東京駅」10番出口より直結）  
 東京駅（東京メトロ丸ノ内線）M3出口より徒歩約3分  
 二重橋前駅（東京メトロ千代田線）4番出口より徒歩約2分  
 大手町駅（都営地下鉄三田線）D1出口より徒歩約4分  
 大手町駅（東京メトロ東西線）B1出口より徒歩約6分

株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



◎お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。